

八王子市住宅扶助費代理納付事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第37条の2及び生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第3条に基づき、住宅扶助を受けている被保護者が家賃を滞納している場合等において、八王子市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が住宅扶助費の代理納付を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者 法第6条第1項に規定する被保護者をいう。
- (2) 住宅扶助費 法第14条に規定する住宅扶助のうち家賃に相当する金銭をいう。
- (3) 家主 住居の提供について、被保護者と賃貸借契約を締結している者をいう。
- (4) 管理業者等 被保護者の居住する住居について、家主から家賃の集金業務の委託を受けている者をいう。
- (5) 代理納付 福祉事務所長が、住宅扶助費として認定した額（共益費、管理費等を含む。）を、被保護者に代わり家主又は管理業者等に直接支払うこと。
- (6) 無料低額宿泊所 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8に定める生活困難者のために無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業に基づき設置される施設のこと。
- (7) 家賃等 賃貸借又は使用許可等の契約行為により居住する住宅の使用料（賃料）、管理費及び共益費のこと。

(対象者)

第3条 代理納付の対象者は、家賃の全額に相当する住宅扶助費が支給される被保護者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 家賃等を滞納しており、福祉事務所長の納付指導による効果が見込めないもので、家主等から代理納付の依頼があったもの
- (2) 代理納付を希望するもので、福祉事務所長が代理納付を必要と判断したもの
- (3) 代理納付を実施することが自立の助長に資すると福祉事務所長が判断したもの

(納付指導等)

第4条 福祉事務所長は、家主等からの連絡により被保護者が家賃等を滞納している、又は適正な納付が行われていないことを把握したときは、当該保護者に対し、納付

指導を行うものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の納付指導を行ったにもかかわらず、その効果が見込めないと認めたときは、代理納付の実施について当該被保護者に対し説明を行うものとする。

(家主等による依頼)

第5条 福祉事務所長は、前条第2項の説明を行った場合及び第3条第3号に該当する場合は、家主等に代理納付を依頼するか確認するものとする。

- 2 家主等は、前項の確認を受け、代理納付の実施を依頼するときは、住宅扶助費代理納付依頼書兼口座振込依頼書(様式第1号)に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、福祉事務所長に提出するものとする。

- (1) 家主 当該住宅の賃貸契約書の写し、又はこれに代わるもの
- (2) 管理業者等 当該住宅の賃貸借契約書の写し及び家主と締結した委託契約書の写し

(被保護者による申込み)

第6条 代理納付を希望する被保護者は、家主等の了解を得たうえで福祉事務所長に対して、住宅扶助費代理納付申込書(様式第2号)及び住宅扶助費代理納付依頼書兼口座振込依頼書により申込みものとする。

(代理納付の開始)

第7条 福祉事務所長は、第5条第2項の住宅扶助費代理納付依頼書兼口座振替依頼書又は第6条の住宅扶助費代理納付申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、代理納付の実施を決定したときは、住宅扶助費代理納付開始決定通知書(様式第3号)により、被保護者及び家主等に通知するものとする。

- 2 福祉事務所長は前項の規定により代理納付を決定したときは、被保護者の住宅扶助費(共益費、管理費等を含む。)を、賃貸借契約の内容にかかわらず、家主等の指定した金融機関の口座に振り込むものとする。
- 3 福祉事務所長は、第1項の審査をした結果、代理納付を実施しないと決定したときは、住宅扶助費代理納付申込結果通知書(様式第4号)により、被保護者及び家主等に通知するものとする。

(代理納付の変更及び終了)

第8条 家主等は、賃貸借契約上の地位に変動が生じた場合、振込先口座を変更した場合、家賃を変更した場合又はその他重要な事項に変更が生じた場合には、速やかに福祉事務所長に対して住宅扶助費代理納付変更届出書(第5号様式)を提出するものとする。

- 2 福祉事務所長は、代理納付が適用されている被保護者について、保護の変更により住宅扶助費を変更した場合及び前項の規定による変更届を受理した場合には、速や

かに代理納付の変更を決定し、被保護者及び家主等に対して住宅扶助費代理納付変更決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- 3 福祉事務所長は、保護の停止又は廃止により代理納付の終了を決定した場合は、速やかに当該被保護者及び当該家主等に対して住宅扶助費代理納付終了通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（返納）

第9条 福祉事務所長は、被保護者に係る保護の変更、停止又は廃止により、既に代理納付をした住宅扶助費に過払いが生じた場合には、家主等に対して住宅扶助費代理納付戻入決定通知書（第8号様式）及び戻入書により通知し、返納を求めなければならない。

- 2 家主等は、前項の規定による返納の求めに対して速やかに応じるものとする。
- 3 被保護者は、福祉事務所長が第1項及び第2項の規定により行う返納事務に協力するものとする。

（被保護者及び家主等の責務）

第10条 被保護者及び家主等は、代理納付に関して福祉事務所長に協力しなければならない。

- 2 被保護者及び家主等は、住居の賃貸借契約上の争いについて、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第11条 福祉事務所長は、被保護者の同意に基づき、住宅扶助費代理納付の実施に必要な範囲において、被保護者の個人情報を家主等へ提供することができる。

- 2 家主等は、代理納付の実施において知り得た被保護者の個人情報について、八王子市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（適用除外）

第13条 この要綱は、代理納付について別に協定を締結した場合及び無料低額宿泊所にはこれを適用しない。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

住宅扶助費代理納付依頼書兼口座振替依頼書

年 月 日

八王子市福祉事務所長 殿

依頼者 住所(所在地)
 (家主等) _____
 氏名(名称) _____
 連絡先電話番号(担当者名) _____

私は、裏面の「住宅扶助費代理納付の実施に関する留意事項」を了承の上、下記の被保護者に対する住宅扶助費代理納付を依頼します。

被保護者	氏名								
	住所	電話番号							
家賃・地代の金額	_____円(月額)								
	(内訳 家賃額: _____円・共益費等: _____円)								
契約期間									
貸与条件									
支払いを希望する金融機関			銀行・信用金庫			支店			
			農協						
	1 普通預金	2 当座預金	口座番号						
	3 その他()								
フリガナ									
口座名義人									

賃貸借契約の内容については、賃貸借契約書等(写)の提出をもって代えられます。

住宅扶助費代理納付の実施に関する留意事項

- 1 . 住宅扶助費代理納付（以下「代理納付」という。）をすることができる金額は、当月分の住宅扶助費（福祉事務所長が認定した家賃相当額）及び共益費、管理費等です。実家賃の不足分や過去の滞納分には充当できません。また、住宅扶助費については、住宅扶助限度額を超える家賃等も代理納付の対象とはなりません。
- 2 . 住宅扶助費が全額支給されていない場合には、共益費、管理費等を含め、代理納付はできません。また、その他の事情により、福祉事務所長が代理納付をすることが適当でない判断した場合も代理納付はできません。
- 3 . 代理納付の振込みは、個々の契約の内容に関わらず、毎月の定例支給日（通常は3日）に行います。
- 4 . 保護の変更、停止、廃止等により住宅扶助費が過払いとなり、戻入金が生じた場合は、八王子市長からの戻入通知により納付期限までに返還しなければなりません。この場合、当該被保護者に対して有している債権をもって住宅扶助費の相殺を主張することはできません。
- 5 . 賃貸借契約上の地位に変動が生じた場合、家賃や振込先口座が変更となった場合その他重要な事項に変更が生じた場合等、代理納付の内容に変更が生じた場合は速やかに届出をお願いします。
- 6 . 保護の変更、停止、廃止により代理納付ができなくなった場合は、家主又は管理業者等及び被保護者に通知します。
- 7 . 代理納付を実施する上で知り得た被保護者の個人情報、八王子市個人情報保護条例に基づき適正な取扱いをお願いします。
- 8 . 新たに代理納付を申し込む場合、あるいは賃貸借契約の内容が変更となった場合は、賃貸借契約書（写）等を添付してください。
- 9 . 代理納付実施にあたり、家主又は管理業者等に対し、福祉事務所長が代理納付以外の責を負うことはありません。

住宅扶助費代理納付申込書

年 月 日

八王子市福祉事務所長 殿

住 所

氏 名

電話番号

私は、裏面の「住宅扶助費代理納付の実施に関する留意事項」を了承の上、下記の理由により、
年 月から住宅扶助費代理納付を申し込みます。

なお、住宅扶助費代理納付の実施に必要な範囲において、私に係る情報を家主等に提供することに同意します。

また、代理納付が実施され、私に係る住宅扶助費が「住宅扶助費代理納付依頼書兼口座振替依頼書」を提出した家主等に支払われた場合には、住宅扶助費を領収したものと認めます。

被保護者	氏 名	
	住 所	電話番号
家主等	氏 名 (会社名)	
	住 所 (所在地)	
家賃・地代等の金額	_____ 円(月額) (内訳 家賃額: _____ 円・共益費等: _____ 円)	
契約期間		
代理納付を必要とする理由		

賃貸借契約の内容については、賃貸借契約書（写）等の提出をもって代えられます。
申し込みをする際には、同時に「住宅扶助費代理納付依頼書兼口座振替依頼書」の提出が必要です。

住宅扶助費代理納付の実施に関する留意事項

- 1 . 住宅扶助費代理納付（以下「代理納付」という。）をすることができる金額は、当月分の住宅扶助費（福祉事務所長が認定した家賃相当額）及び共益費、管理費等です。実家賃の不足分や過去の滞納分には充当できません。また、住宅扶助費については、住宅扶助限度額を超える家賃等も代理納付の対象とはなりません。
- 2 . 住宅扶助費が全額支給されていない場合には、共益費、管理費等を含め、代理納付はできません。また、その他の事情により、福祉事務所長が代理納付をすることが適当でないと判断した場合も代理納付はできません。
- 3 . 代理納付の振込みは、個々の契約の内容に関わらず、毎月の定例支給日（通常は3日）に行います。
- 4 . 保護の変更、停止、廃止により代理納付ができなくなった場合は、家主又は管理業者等及び被保護者に通知します。
- 5 . 代理納付実施にあたり、家主又は管理業者等に対し、福祉事務所長が代理納付以外の責を負うことはありません。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

住宅扶助費代理納付開始決定通知書

様

八王子市福祉事務所長

_____に対する住宅扶助費代理納付を、 年 月分の

家賃から開始することにしましたので通知します。

代理納付する額は、申請された額（住宅扶助費（福祉事務所が認定する額）、及び共益費、管理費等）となります。

代理納付を開始した理由等

問い合わせ先

第4号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

住宅扶助費代理納付申込結果通知書

様

八王子市福祉事務所長

年 月 日付で申込みのあった_____

に対する住宅扶助費代理納付は、下記の理由により実施しません。住宅扶助費として支給される額は、引き続き家主又は管理業者等に支払ってください。

代理納付を実施しない理由

問い合わせ先

第 年 月 日 号

住宅扶助費代理納付変更決定通知書

様

八王子市福祉事務所長

_____に対する住宅扶助費代理納付を、 年 月 日
から変更することにしたので通知します。

変更の内容

変更前	変更後

問い合わせ先

第7号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

住宅扶助費代理納付終了通知書

様

八王子市福祉事務所長

_____に対する住宅扶助費代理納付を、 年 月 日
で終了したので通知します。

代理納付を中止・終了した理由

問い合わせ先

第 年 月 日 号

住宅扶助費代理納付戻入決定通知書

様

八王子市福祉事務所長

代理納付した下記の者に係る住宅扶助費について、返納の事由が生じたので戻入書により下記の金額を返納してください。

被保護者	氏名	
	住所	電話番号
返還額		円
返還事由	1 住宅扶助費の全部又は一部が支給されなくなった。 2 保護が停止又は廃止となった。 3 代理納付した額に誤りがあった。 4 その他()	
備考	同封した、納付書により指定期日までにお支払いください。	

問い合わせ先